

# 令和5年版環境白書

## 第2章 安全で安心できる生活環境の保全

### 2. 大気環境等の保全と対策

#### (5) 原子力発電所周辺環境安全対策の推進

##### ① 安全協定に基づく環境放射線の常時監視体制の維持

#### (1) 事業目的

原子力発電所の安全規制については、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」などの関係法令に基づき、国が一元的に行っていますが、県としては、原子力発電所周辺の地域住民の安全と環境を守る立場から、松江市とともに中国電力㈱と「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」（以下「安全協定」という。）を締結しています。県は安全協定を厳正に運用することにより、環境放射線監視や温排水調査、発電所の運転状況等の把握等を行って安全確保に万全を期しています。

#### (2) 取組状況

##### ① 調査結果の概要

調査結果については、前年度までの調査資料等と比較検討した結果、島根原子力発電所による影響は認められませんでした。

##### ア 空間放射線の測定

モニタリングポストによる線量率の測定値は、平常の変動幅を超える値がありましたが、気象条件や他局の線量率等の関連資料等を検討した結果、いずれも降水による線量率の増加でした。

##### イ 環境試料中の放射能

検出された放射性核種は、ヨウ素131、セシウム137、ストロンチウム90及びトリチウムでした。

ヨウ素131以外の測定値は、平常の変動幅内または一般の環境で認められる程度の値であり、過去の大気圏内核実験及び自然放射能等に起因するものと考えられます。

ヨウ素131の検出は、島根原子力発電所における放射性廃棄物管理状況やヨウ素131以外の人工放射性核種の検出状況から検討を行った結果、発電所による影響とは認められませんでした。

なお、今回ヨウ素131が検出されたあらめ（0.16 Bq/kg 生）を仮に1年間摂取したとしても、総被ばく線量は0.00005mSvであり、人体への影響は見られないレベルでした。

##### ② 原子力環境センターの運用

島根県原子力環境センターは、本県の原子力安全・防災対策の体制強化の一環として設置され、緊急時対応を含めた環境放射線監視や環境試料中の放射性物質の調査などを行っています。

また、平成26年から27年にかけて、外部からの放射性物質の侵入を防ぐための放射線防護対策を実施し、原子力災害が発生した際の「緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリング）」の拠点としての機能を強化しています。

##### ③ 国などの実施する研修への参加

モニタリング技術基礎講座 受講者 2名

緊急時モニタリングセンター活動・実働訓練 受講者 10名

【担当課】

原子力安全対策課(主)

0852-22-6059